

豊川市観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、豊川市観光協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を豊川市諏訪3丁目133番地に置く。

(目的)

第3条 協会は、豊川市の市民、事業者、行政により構成される公益団体として、観光を軸に、住む人も訪れる人も楽しめるまちづくりを進め、観光産業の振興により、地域経済の発展と地域づくりの推進に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 観光客の誘致及び観光PR
- (2) 観光資源の発掘と活用
- (3) 地元名産品の紹介宣伝、新規開拓
- (4) 地域団体等主催の観光事業への支援・協力
- (5) 観光に関する諸団体との連携
- (6) 都市の美観向上に資する活動の推進
- (7) 観光産業振興のための調査・研究
- (8) 主催事業の企画・実施
- (9) その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は次のとおりとする。

- (1) 名誉会員 豊川市、陸上自衛隊豊川駐屯地
- (2) 特別会員 豊川閣妙厳寺、豊川商工会議所、ひまわり農業協同組合、豊川信用金庫、砥鹿神社
- (2) 組織会員 個人や企業による組織・団体
- (3) 会員 協会の趣旨に賛同して入会した団体及び企業並びに個人

(入会及び退会)

第6条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、別に定める会費を納入しなければならない。

ただし、名誉会員については、この限りではない。

2 退会する場合は、退会申出書(様式第2号)を会長に提出するものとする。

(会費の納入等)

第7条 会費の金額、納付期限等は、会長が別に定める。また、一旦納付された会費は、返還しないものとする。

第3章 役員等

(役員)

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 30名以内
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第9条 会長は、総会において選任する。

- 2 副会長及び専務理事は、会員並びに学識経験者の中から会長が指名して理事会で承認する。
- 3 理事は、会員並びに学識経験者の中から会長が指名して選任する。
- 4 監事は、会員並びに学識経験者の中から会長が選任し理事会において承認する。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、改選年度の通常総会の日から翌々年度の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
- 3 専務理事は、総会及び理事会の議決事項を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、協会の運営に重要な事項を審議する。
- 5 監事は、会務の内容及び会計を監査する。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第13条 協会の会議は、原則として総会及び理事会とする。

(会議の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事及び理事をもって構成する。

(会議の権能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長の選任
- (2) その他協会の運営に関し重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の決定
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 第4条に規定する各種の事業に関する事項
- (4) その他協会の運営に関し必要な事項

(会議の開催)

第16条 総会は、通常年1回の開催とする。

ただし、次に掲げる場合は、臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会員の現在数の4分の1以上の者から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の現在数の4分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったとき。

(会議の招集)

第17条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に理事会をそれぞれ招集しなければならない。

(会議の議長)

第18条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第19条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決する。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長である会長の決するところによる。

第5章 部 会

(部 会)

第20条 協会は、会務の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第22条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名

- (2) 事務職員 若干名
- 2 会長は、前項職員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 事務局長は、会長の命を受けて業務を統括する。
 - 4 事務職員は、事務局長の指揮を受けて業務を処理する。
 - 5 職員は、会長が任免する。

第7章 会計

(資産の構成)

第23条 協会の資産は、会費その他の収入をもって構成する。

(経費の支弁等)

第24条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算及び決算)

第25条 協会の収支予算は、理事会の議決により定め、総会に報告しなければならない。

- 2 収支決算は、事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経たのち、理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第26条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第27条 この会則は、理事会において、出席した理事の過半数の同意を得なければ変更することができない。

第9章 雑則

(細則)

第28条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

この会則は、平成14年7月5日から施行する。

この会則は、平成18年7月19日から施行する。

この会則は、平成19年6月27日から施行する。

この会則は、平成21年6月29日から施行する。

この会則は、平成23年2月24日から施行する。

この会則は、平成24年3月28日から施行する。